

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

## 準備書面（7）要旨

### —被告準備書面（6）「第3」に対する反論—

2025年7月29日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人 弁護士 三宅 千晶

- 1 原告準備書面（7）は、第1事件、行政文書不開示処分取消等請求事件のうち、一部不開示処分が違法であることについて主張する書面です。
- 2 先ほどの釈明権行使の申立てでは、最高裁第3小法廷が先月3日に出した判決について述べましたが、先月6日、第3小法廷はさらに、情報公開法5条6号が定める行政機関の事務事業情報の「おそれ」について、本件に大きな影響を与える判決を出しました。「おそれ」が認められるとした高裁の判断を破棄し、差し戻したのです。さらにこの判決の補足意見で、宇賀裁判長は、「おそれ」は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であるし、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されること、「おそれ」の判断について行政機関の長の裁量は認められないこと、また、この不開示情報該当性について、被告となる国が立証責任を負うこと等をそれぞれ説明しました。

「おそれ」の存在についてのこの考え方は、本件にも当てはまります。

- 3 ところが被告は、被告準備書面（6）で、この考え方に真っ向から反する主張をしています。

まず、被告は、情報公開法5条6号の定める「おそれがある」という要件該当

性判断について、行政機関の長に要件裁量を付与したとまではいえないとしても、開示実施の任に当たる行政機関の長に一定の幅のある判断をさせることを許容している、と主張しています。しかし、行政機関の長に裁量がないと言いながら、「法が一定の幅のある判断をさせることを許容している」という立論が、成り立つはずがありません。

さらに被告は、情報公開訴訟においては、一般的抽象的観点から主張立証がされ、かつ、裁判所もこれを経験則に基づき判断せざるを得ないのであって、情報公開訴訟において、ある情報を公にすることによりいかなる支障が生ずるかの判断は、一般的、抽象的判断でとならざるを得ず、かつ、それをもって足りると繰り返し主張しています。これが、最高裁令和7年6月6日判決が明示し、法が求めている主張立証の程度に到底足りないことは明らかです。国民に対する説明責任を負っている国が、法の制定目的を自己否定するような主張を展開することは、到底看過し得るものではありません。

- 4 そして、各一部不開示処分のうち、本件処分7及び処分8、すなわち「■■■■ (A) への説明資料■ (B)」という黒塗りについて、被告は本件情報AとBとが一体であると述べているのですが、その具体的な理由は明らかにしていません。しかし、審査請求では、審査会がインカメラ審査を行った上で、本件情報Aと、「への説明資料」、本件情報Bを区分して「おそれ」の存在を判断しているわけです。また、被告自身も、本件情報Aには「説明を受ける者を表す記載」があり、本件情報Bには「説明を受ける者を表す記載」はない、つまり情報の種類は異なると認めてもいます。それにも関わらず、この3つの情報が一体だというならば、相応の理由が必要なはずですが、しかし被告は、これらの情報が一体だという具体的な事情すら明らかにしてはいません。被告は、本件情報AとBを別個の情報単位として、別個に「おそれ」の存在を主張立証する必要があります。
- 5 その上で被告は、本件情報A、つまり、特定の官職にある、説明を受ける者を表す情報が記されているという部分について、会員候補者が推薦された後の時点

で「推薦された者の中からこの者を任命しないでほしい」という働き掛けが将来特定の官職にある者に対して行われ、これによって実質的な支障が生じる蓋然性が想定されないとは断定できないなどと述べますが、その根拠となる具体的な事情の存在、例えば過去にも本件のような「働きかけ」を「何者か」が行ったのか等について、これまで一切主張してはいません。

6 また、本件情報 B については、本件情報 A と一体であると述べるのみで、情報の性質すら明らかにしていません。

7 そして被告は、本件処分 10 に係る第 1 事件不開示部分 3 ①・3 ②、すなわち日本学術会議事務局の作成した説明文書の 1 頁目の右上黒塗り部分には、「説明を受けた者や、会員候補者の推薦に係る事務に関する事項が記載されている」と主張するのですが、被告準備書面(6)では、当該部分の不開示処分を適法とする新たな主張や立証は一切してはいません。

8 第 1 事件不開示部分 3 ③、すなわち 6 月 12 日付で 6 人の氏名にバツ印が書かれた文書の下 2 行分ほどの黒塗りについても同様に、被告準備書面(1)で述べた通りであるというのみで、新たな主張や立証は一切してはいません。

被告準備書面(1)で被告は、「今後の日本学術会議会員候補者及びそれと同種の推薦等の手続を行う上で、同種の資料が作成された場合」といった仮定的事情に依拠して主張を展開しているのですが、そもそも今回のような、学術会議が会員を選考する過程での政治介入といったことは、本来あってはならないわけです。

さらに被告は、「同種の資料」がどのように使用されるものなのかといった一般的な基礎事情はもとより、今回いかなる理由や経緯で 6 月 12 日付文書が作成されたのか、今後「同種の資料」が作成される可能性があるのか、過去に「同種の資料」が作成された場合があるのかといった「仮定的事情」が生じる可能性を支える具体的な事実関係について、何も主張立証してはいません。

結局、「同種の資料が作成された場合」という、極めて不確かな、生じるかどうかもわからない、いや生じてはならない仮定的事情に依拠する被告の主張は、

極めて脆弱なものと言わざるを得ず、これがあまりにも抽象的な「おそれ」をい  
うに過ぎないことは、誰の目にも明らかです。

- 9 本件で、情報公開法5条6号ニが定める不開示事由の存在を、主張立証する責  
任を負っているのは被告です。

しかしながら、一部不開示処分についての被告の主張はいずれも、「おそれ」  
が実質的なものであるというには全く不十分です。法的保護に値する程度の蓋然  
性をもって「おそれ」が生じるのだということも、主張できていません。立証も  
一切できてはいません。これは誰の目にも明らかです。

これ以上の被告の主張立証がないと言うことであれば、一部不開示処分につい  
ては、速やかに取り消され、開示が義務付けられるべきです。

以上